

入 札 公 告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本業務に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和7年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

令和7年2月18日

支出負担行為担当官

北海道開発局留萌開発建設部長 林 華奈子

1 業務概要

- (1) 業 務 名 留萌開発建設部管内 事業損失防止調査業務 (電子入札対象案件)
(電子契約対象案件)
- (2) 業務目的
本業務は、留萌開発建設部管内における道路建設による周辺への影響を観測・調査し、対策検討の基礎資料とするものである。
- (3) 業務内容
本業務は、以下に掲げる内容を行うものである。
 - 1) 用地調査等 (地盤変動影響調査)
事前調査 (一般国道231号船場地区) N = 1 式 (2 棟)
事後調査 (一般国道232号小平地区) N = 1 式 (5 棟)
- (4) 成果物について
成果物は、特記仕様書のとおりとする。
- (5) 履行期間 契約締結の翌日～令和8年3月12日まで。
- (6) 本業務は資料提出、入札を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て、紙入札方式に代えることができる。
- (7) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号) (以下「予決令」という。) 第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 北海道開発局における業種区分「補償関係コンサルタント」に係る令和7・8年度一般競争参加資格の申請を令和7年1月15日までに行之い受理 (定期受付) されていること。
ただし、落札決定時点において、上記の一般競争参加資格の決定を受けていなか

ればならない。

- (3) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準じる者

- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札争の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本又は人的関係があると認められる場合

- (4) 「補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）（以下「登録規程」という。）」第2条第1項の別表に掲げる登録部門のうち、事業損失部

門において登録を受けていること。

- (5) 競争参加資格確認申請者は、以下のいずれかの実績を有する者とする。

ア 平成26年度以降入札公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）のうち、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した、登録規程第2条第1項の別表及び「補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について」（令和2年12月23日国不用第35号）（以下「運用通知」という。）記1の別紙に掲げる登録部門のうち、事業損失部門に係る業務（以下「同種業務」という。）について、北海道内で1件以上の実績を有すること。

ただし、北海道開発局発注業務（北海道開発局発注業務の実績がない場合は、国土交通本省、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び沖縄総合事務局開発建設部発注業務）の業務成績が60点（本業務公告時において未完了の業務成績は含まない。）未満の場合は実績として認めない。

- (6) 申請書及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日付け北開局工第1号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 令和4年度から令和5年度末までに完了した業務のうち、北海道開発局発注の補償関係コンサルタント業務の平均業務評定点が60点未満でないこと。ただし、当該業務成績がない場合は、この限りではない。
- (8) 北海道内に本店があること。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (10) 配置予定の管理技術者は下記ア、イ及びウのすべての条件を満たす者であること。
なお、下記イ及びウにおける対象期間中に出産・育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合には、休業期間に相当する日数を対象期間に加えることができる。この場合、休業を証明できる書類を添付すること。

ア 次のいずれかの資格等を有する者。

- (ア) 「補償コンサルタント登録規程」（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）（以下「登録規程」という。）第2条第1項の別表に掲げる登録部門のうち、事業損失部門に係る「補償業務の管理をつかさどる専任の者（補償業務管理者）」。
- (イ) 一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程（平成3年3月28日理事会決定）（以下「実施規程」という。）第3条に掲げる登録部門のうち、事業損失部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士。
- (ウ) 登録規程第2条第1項の別表に掲げる登録部門のうち、事業損失部門に係る補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者。
- (エ) 運用通知記2(5)に定める者のうち、「補償業務全般に関する指導監督の実務経験3年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者」。

(オ) 公益社団法人土地改良測量設計技術協会が認定し、土地改良補償業務管理者等登録名簿に登録された土地改良補償業務管理者。

イ 平成26年度以降入札公告日までに完了した同種業務の実績を有する者。

同種業務の実績は、担当技術者として従事した業務経験又は発注機関の調査職員（監督職員）として従事した同種業務の経験も実績として認める。ただし、北海道開発局発注業務（北海道開発局発注業務の実績でない場合は、国土交通本省、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び沖縄総合事務局開発建設部発注）の業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

ウ 令和4年度から令和5年度末までに完了した業務について、管理技術者として従事した北海道開発局発注の補償関係コンサルタント業務の平均業務評定点が60点未満でないこと。ただし、当該業務成績がない場合は、この限りではない。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒077-8501 北海道留萌市寿町1丁目68番地

北海道開発局留萌開発建設部契約課 上席専門官（入札（業務））

電話：0164-42-2367

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、電子入札システムから入手するものとする。なお、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を電話で申し込むこと。申込み受付後、交付する。

交付期間：令和7年2月18日（火）から令和7年4月2日（水）までのうち、閉庁日を除く毎日の「9時00分から17時00分まで（ただし、最終日は、13時00分まで）」。

交付場所：上記3(1)に同じ。

(3) 申請書及び資料の提出期間及び方法

令和7年2月18日（火）から令和7年3月4日（火）10時00分までに電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）する場合は、令和7年3月4日（火）10時00分までに必着とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）及び託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

ア 電子入札システムによる入札の締め切りは、令和7年4月2日（水）13時00分。

イ 紙により持参する場合の提出期限は、令和7年4月2日（水）13時00分。提出先は、北海道開発局留萌開発建設部契約課上席専門官（入札（業務））。

ウ 郵送又は託送による入札の受領期限は、令和7年4月2日（水）13時00分。

郵送又は託送先は、北海道開発局留萌開発建設部契約課上席専門官（入札（業務））。

開札は、令和7年4月9日（水）9時30分 北海道開発局留萌開発建設部入札室

にて行う。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。
- (7) 本業務に係る落札決定及び契約締結は、令和7年4月9日を予定しているが、予算成立が令和7年4月10日以降となった場合は、予算成立日に落札決定及び契約締結する。
また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が暫定予算の期間分のみ計上されているときは暫定予算の期間分のみ契約とする。
- (8) 詳細は、入札説明書による。